

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市規則第61号

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

岡崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する規則（平成30年岡崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「並びに臨床検査技師等に関する法律施行規則」を「、臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、「）第12条」の次に「並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を、「第12条第1項」の次に「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項」を加える。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。